

新旧対照表

浦安市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付規則（令和5年規則第51号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（交付対象者）</p> <p>第3条 協力金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する診療所とする。</p> <p>(1) <u>令和5年5月1日から同年7月2日まで、令和5年7月3日から同年9月3日まで、令和5年9月4日から同年11月5日まで又は令和5年11月6日から同年12月31日までの期間でワクチンの個別接種を1週間（月曜日から日曜日までをいう。以下同じ。）当たり100回以上行った週がそれぞれの期間中に4週間以上であること。</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第1号の規定（令和5年9月4日から同年11月5日までの期間に係るものに限る。）は、令和5年9月4日から適用する。</u></p>	<p>（交付対象者）</p> <p>第3条 同 左</p> <p>(1) 令和5年5月1日から同年7月2日まで又は令和5年7月3日から同年9月3日までの期間でワクチンの個別接種を1週間（月曜日から日曜日までをいう。以下同じ。）当たり100回以上行った週がそれぞれの期間中に4週間以上であること。</p> <p>(2) 同 左</p> <p>2 同 左</p>